

電気契約種別定義書

リトル坊っちゃんプラン

四国電力エリア【低圧】

令和6年4月1日実施

株式会社エネワンでんき

目次

1	適用.....	1
2	実施期日.....	1
3	本定義書の変更.....	1
4	定義.....	1
5	単位および端数処理.....	1
6	電灯需要.....	1
7	その他.....	2
	附則	3

1 適用

- (1) この電気契約種別定義書（以下「本定義書」といいます。）は、株式会社エネワンでんき（小売電気事業者登録番号 A0015，以下「当社」といいます。）の電気供給約款（以下「供給約款」といいます。）にもとづき、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を介して低圧で電気の供給を受けるお客さまに対して、当社が電気を供給するときの電気料金その他の供給条件等を定めたものです。
- (2) 本定義書は、次の地域に適用します。ただし、電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島には適用いたしません。

四国電力送配電株式会社の供給区域	徳島県，高知県，香川県（一部を除きます。），愛媛県（一部を除きます。）
------------------	-------------------------------------

2 実施期日

本定義書は、令和6年4月1日から実施いたします。

3 本定義書の変更

- (1) 当社は、本定義書を変更する場合には、供給約款2（本約款等の変更）に準じます。
- (2) 当社は、本定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲示します。
- (3) 本定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行なう場合は、供給約款2（本約款等の変更）(2)および(3)に準じます。

4 定義

供給約款3（定義）に定義される言葉は、本定義書においても同様の意味で使用いたします。

5 単位および端数処理

供給約款4（単位および端数処理）に定める単位および端数処理は、本定義書においても同様といたします。

6 電灯需要

リトル坊っちゃんプラン

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- イ お客さまが1年を通じて本定義書の適用を希望されること
- ロ 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未満であること

ハ 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを1 キロワットとみなします。）が50 キロワット未満であること

ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、ロに該当し、かつ、ハの最大需要容量と契約電力との合計が50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえないと一般送配電事業者が認めた場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとなることがあります。

(3) 最大需要容量

最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行ないます。

(4) 料金

料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額、供給約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および供給約款別表2（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額の合計といたします。

最低料金	1 契約につき最初の11 キロワット時まで	622 円 89 銭
電力量料金	11 キロワット時をこえ120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	30 円 65 銭
	120 キロワット時をこえ300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	37 円 27 銭
	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	40 円 78 銭

(5) その他

当社は、最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることを判別するための装置を取り付けることがあります。

7 その他

その他の事項については、供給約款に定めるところによるものといたします。

附則

本定義書の実施にともなう切替措置

令和6年3月31日以前から電気の供給が継続し、令和6年4月1日から令和6年4月30日までの間に当社が支払いを受ける権利が確定する料金の算定における料金率は、6（電灯需要）(4)にかかわらず、次のとおりといたします。

最低料金	1 契約につき最初の 11 キロワット時まで	623 円 00 銭
電力量料金	11 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	30 円 66 銭
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	37 円 28 銭
	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	40 円 79 銭